

## あいおいSDGsパートナー制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、SDGsの推進に賛同する企業、団体、個人等をあいおいSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、相生市（以下「市」という。）とパートナーが連携して、SDGsの普及啓発及びSDGsの達成に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申込者 本制度に参画しようとする個人又は法人等をいう。
- (2) 法人等 本制度に賛同する企業、NPO団体、市民団体、教育・研究機関等をいう。

### (応募要件)

第3条 パートナーの対象となる申込者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本制度に賛同する個人又は法人等であること。
- (2) パートナーとして、市とともにSDGsの普及啓発活動及びSDGsの達成に向けて取り組む意欲があること。
- (3) 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は相生市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

### (申請)

第4条 申込者は、あいおいSDGsパートナー申請書（様式第1号）及び宣言書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (認定)

第5条 市長は、前条の申請が第3条の応募要件を満たすものと認めるときは、当該申請をした申込者をパートナーとして認定する。

- 2 市長は、前項の認定を行ったときは、認定された個人に対し、SDGs啓発グッズを交付し、認定された法人等（以下「認定法人等」という。）に対し、

あいおいSDGsパートナー認定証（様式第3号）を交付し、市ホームページに団体名と認定法人等のSDGsの取組を掲載するものとする。

- 3 市長は、パートナーに対し、あいおいSDGsパートナーの呼称及び市が定めるロゴマークの使用を認めるものとする。
- 4 前項に規定するロゴマークを使用する場合は、市が別に定めるあいおいSDGsロゴマーク使用取扱要領を遵守するものとする。

（認定期間）

第6条 認定の有効期間は、認定した年度の末日までとする。

（認定の更新）

第7条 パートナーのうち、認定の更新を受けようとする者は、第4条に規定する宣言書を提出しなければならない。

（認定内容の変更）

第8条 パートナーは、申請内容等に変更が生じたときは、あいおいSDGsパートナー内容変更届出書（様式第4号）を速やかに市長へ提出するものとする。

（認定の辞退）

第9条 パートナーは、辞退しようとするときは、あいおいSDGsパートナー辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 法人等が解散等により連絡がとれないとき。
- (4) その他市長がパートナーとして適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該パートナーに対しその旨を通知するものとする。この場合において、認定を取り消されたパートナーは、第5条第2項の認定証を市へ返還しなければならない。

3 第1項の規定により認定を取り消されたパートナーは、第5条第3項のロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により認定を取り消されたパートナーに損害が生じても、その責めを負わない。

5 第1項の規定により認定を取り消されたパートナーは、第1項各号に該当しないこととなったときは、第4条の規定による認定の申請を行うことができるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。